

社会福祉法人 洛東園
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、より一層、女性活躍を推進できるよう、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 5年 4月 1日～令和 8年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：法人全体の年次有給休暇の取得率を計画期間における平均で60%以上とする。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握を継続
- 令和 6年 4月～ 年間取得率を周知

目標2：ノー残業デーを実施する。

<対策>

- 令和 5年 4月 法人ノー残業デー（毎月1回）および事業所ノー残業デー（毎月1回以上）実施を再度周知
- 令和 5年 4月～ 上記実施

目標3：法人全体の法定外労働時間を計画期間における平均で1ヶ月あたり30分削減する。

<対策>

- 令和 5年 4月分～ 職員毎の法定外労働時間を集計し管理職へ公表（継続実施）
- 令和 5年 4月分～ 法定外労働時間が増加傾向事業所の現状把握を継続

目標4：不妊治療のための休暇制度を創設する。

<対策>

- 令和 5年 8月～ 不妊治療と仕事との両立に関する指針について検討する。
- 令和 6年 8月～ 両立支援担当者を選任し、不妊治療と仕事の両立に関する指針について全職員に周知する。
- 令和 7年 4月～ 不妊治療のための休暇制度を創設する。

目標5：管理職に占める女性労働者の割合を40%以上とする。

<対策>

- 令和 5年10月～ 管理職として必要な教育・育成体系を検討
- 令和 6年10月～ 管理職に対する教育制度の運用を開始
- 令和 7年10月～ 女性労働者の管理職を配置